



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

24	和歌山県議会議員一般選挙の期日等 1
25	選挙長等の住所及び氏名 1
26	投票用紙の様式 2
27	選挙長にする届出等の受理場所 3
28	選挙公報に掲載する掲載面の紙面の大きさ等 4
29	選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所 5
30	選挙会の場所等 5
31	候補者1人につき支出することのできる金額の制限額 6
32	開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない 6

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第24号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）第1条第1項の規定により、和歌山県議会議員一般選挙を次のとおり行う。

令和5年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

1	選挙の期日	令和5年4月9日
2	各選挙区において選挙すべき議員の数	
	和歌山市選挙区	15人
	海南市・海草郡選挙区	3人
	橋本市選挙区	3人
	有田市選挙区	1人
	御坊市選挙区	1人
	田辺市選挙区	3人
	新宮市選挙区	1人
	紀の川市選挙区	3人
	岩出市選挙区	2人
	伊都郡選挙区	1人
	有田郡選挙区	2人
	日高郡選挙区	3人
	西牟婁郡選挙区	2人
	東牟婁郡選挙区	2人

和歌山県選挙管理委員会告示第25号

令和5年4月9日執行の和歌山県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和5年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

選挙区	選 挙 長		選挙長職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
和歌山市	大沢広太郎	和歌山県田辺市	廣谷行敏	和歌山県和歌山市
海南市・海草郡	東富美子	和歌山県和歌山市	柏木美和子	和歌山県海南市
橋本市	井村容子	和歌山県和歌山市	大木亮一	和歌山県和歌山市
有田市	松下佳子	和歌山県有田郡湯浅町	松野敦子	和歌山県有田郡湯浅町
御坊市	東山俊也	和歌山県和歌山市	濱田将己	和歌山県有田市
田辺市	濱岡弘行	和歌山県西牟婁郡上富田町	田所京子	和歌山県田辺市
新宮市	吉川暢泰	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	中居宏太	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
紀の川市	西川暢哉	和歌山県紀の川市	宮本泰人	和歌山県和歌山市
岩出市	原見実佳	和歌山県和歌山市	小川智香子	和歌山県和歌山市
伊都郡	木下昌紀	和歌山県海南市	岩崎有子	和歌山県岩出市
有田郡	長谷哲生	和歌山県和歌山市	和気友行	和歌山県和歌山市
日高郡	長尾全庸	和歌山県日高郡美浜町	大浦達司	和歌山県御坊市
西牟婁郡	大平司朗	和歌山県田辺市	福田哲也	和歌山県御坊市
東牟婁郡	玉置昌彦	和歌山県新宮市	日下生誠	和歌山県東牟婁郡串本町

和歌山県選挙管理委員会告示第26号

令和5年4月9日執行の和歌山県議会議員一般選挙に使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和5年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> <small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 5px;"></div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>ちゆうい</small> (注意) </div> <div style="text-align: right;"> <p>令和五年執行 和歌山県議会議員一般選挙投票</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 和歌山県 選挙管理 委員会印 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> <small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 5px;"></div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>ちゆうい</small> (注意) </div> <div style="text-align: right;"> <p>点字投票 令和五年執行 和歌山県議会議員一般選挙投票</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 和歌山県 選挙管理 委員会印 </div>

備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、うす桃色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第27号

令和5年4月9日執行の和歌山県議会議員一般選挙において、選挙長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

令和5年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

選挙区	場 所
和歌山市	和歌山県庁 本館3階 選挙管理委員会室
海南市・海草郡	和歌山県庁 第2南別館2階 海草振興局 地域振興部
橋本市	伊都振興局 1階 地域振興部
有田市	有田振興局 2階 地域振興部
御坊市	日高振興局 2階 地域振興部

田辺市	西牟婁振興局 3階 地域振興部
新宮市	東牟婁振興局 2階 地域振興部
紀の川市	那賀振興局 2階 地域振興部
岩出市	那賀振興局 2階 地域振興部
伊都郡	伊都振興局 1階 地域振興部
有田郡	有田振興局 2階 地域振興部
日高郡	日高振興局 2階 地域振興部
西牟婁郡	西牟婁振興局 3階 地域振興部
東牟婁郡	東牟婁振興局 2階 地域振興部

ただし、令和5年3月31日に限り、選挙長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

選挙区	場 所
和歌山市	和歌山県庁 北別館2階 大会議室
海南市・海草郡	海南市役所 5階 5A会議室
橋本市	伊都振興局 3階 大会議室
有田市	有田振興局 3階 大会議室
御坊市	日高振興局 別館2階 大会議室
田辺市	西牟婁振興局 4階 大会議室
新宮市	東牟婁振興局 3階 大会議室
紀の川市	那賀振興局 3階 大会議室
岩出市	那賀振興局 3階 大会議室
伊都郡	伊都振興局 3階 大会議室
有田郡	有田振興局 3階 大会議室
日高郡	日高振興局 別館2階 大会議室
西牟婁郡	西牟婁振興局 4階 大会議室
東牟婁郡	東牟婁振興局 3階 大会議室

和歌山県選挙管理委員会告示第28号

令和5年4月9日執行の和歌山県議会議員一般選挙において、和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和57年和歌山県条例第24号）第2条第1項の規定により発行する選挙公報に掲載する掲載文の候補者1人についての紙面の大きさ及び選挙公報に掲載する候補者の写真の大きさを次のとおり告示する。

令和5年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 紙面 おおむね縦11センチメートル、横23.5センチメートルとする。
- 2 写真 おおむね縦、横それぞれ4センチメートルとする。

和歌山県選挙管理委員会告示第29号

令和5年4月9日執行の和歌山県議会議員一般選挙において、和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和57年和歌山県条例第24号）第4条第2項の規定による選挙公報に掲載する掲載文等の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和5年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

選挙区	場 所	日 時
和歌山市	和歌山県庁	令和5年3月31日 午後6時
海南市・海草郡	海草振興局	令和5年3月31日 午後6時
橋本市	伊都振興局	令和5年3月31日 午後6時
有田市	有田振興局	令和5年3月31日 午後6時
御坊市	日高振興局	令和5年3月31日 午後6時
田辺市	西牟婁振興局	令和5年3月31日 午後6時
新宮市	東牟婁振興局	令和5年3月31日 午後6時
紀の川市	那賀振興局	令和5年3月31日 午後6時
岩出市	那賀振興局	令和5年3月31日 午後6時
伊都郡	伊都振興局	令和5年3月31日 午後6時
有田郡	有田振興局	令和5年3月31日 午後6時
日高郡	日高振興局	令和5年3月31日 午後6時
西牟婁郡	西牟婁振興局	令和5年3月31日 午後6時
東牟婁郡	東牟婁振興局	令和5年3月31日 午後6時

和歌山県選挙管理委員会告示第30号

令和5年4月9日執行の和歌山県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和5年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

選挙区	場 所	日 時
和歌山市	和歌山県庁	令和5年4月11日 午前11時
海南市・海草郡	海南市役所	令和5年4月11日 午前10時
橋本市	伊都振興局	令和5年4月11日 午前11時
有田市	有田振興局	令和5年4月11日 午前11時
御坊市	日高振興局	令和5年4月11日 午前11時

田辺市	西牟婁振興局	令和5年4月11日 午前11時
新宮市	東牟婁振興局	令和5年4月11日 午前11時
紀の川市	那賀振興局	令和5年4月11日 午前10時
岩出市	那賀振興局	令和5年4月11日 午前11時
伊都郡	伊都振興局	令和5年4月11日 午前10時
有田郡	有田振興局	令和5年4月11日 午前10時
日高郡	日高振興局	令和5年4月11日 午前10時
西牟婁郡	西牟婁振興局	令和5年4月11日 午前10時
東牟婁郡	東牟婁振興局	令和5年4月11日 午前10時

和歌山県選挙管理委員会告示第31号

令和5年4月9日執行の和歌山県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、選挙運動に関し候補者1人について支出することのできる金額の制限額は、次のとおりである。

令和5年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山市選挙区	5,587,300円
海南市・海草郡選挙区	5,260,100円
橋本市選挙区	5,331,400円
有田市選挙区	5,789,600円
御坊市選挙区	5,472,800円
田辺市選挙区	5,556,500円
新宮市選挙区	5,823,900円
紀の川市選挙区	5,324,700円
岩出市選挙区	5,766,900円
伊都郡選挙区	5,532,900円
有田郡選挙区	5,432,200円
日高郡選挙区	5,054,800円
西牟婁郡選挙区	5,313,800円
東牟婁郡選挙区	5,171,600円

和歌山県選挙管理委員会告示第32号

令和5年4月9日執行の和歌山県議会議員一般選挙の次の選挙区においては、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない。

令和5年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山市選挙区
橋本市選挙区
有田市選挙区
御坊市選挙区

田辺市選挙区
新宮市選挙区
紀の川市選挙区
岩出市選挙区